



C O N T E N T S

解散に寄せて～仲間への心からの感謝と誇りとともに……………	01	活動報告 ……………	14
第15回全国犯罪被害者の会(あすの会)大会 開催 ……………	02	幹事会、関東・関西集会 報告 ……………	15
「被害者と裁判官」～2018年2月6日 東京高等裁判所にて		御礼とお知らせ ……………	16
顧問 岡村 勲 ……	07	第16回大会のご案内 ……………	16

解散に寄せて～仲間への心からの感謝と誇りとともに

顧問 岡村 勲

18年前の2000年1月23日、80人定員の会場に200人を越える被害者などが集まった。

次々と立ち上がって訴える被害者の声は悲惨を極めた。被害者は捜査や裁判では証拠品として使い捨てにされ、社会からは偏見の目で見られ、どこからも支援はない。国から出る見舞金のような犯給金もごく僅かで明日の生活にも事欠く。まるで日本国籍をもたない難民のようだった。

あすの会は、この日に設立された。国だけを当てにせず、我々自身の手で、被害者の権利と補償制度を確立しようと立ち上がったのだ。それから18年間、犯罪被害者等基本法の成立を始め、犯罪被害者の権利やもろもろの制度を勝ち取った。

今では、被害者は起訴状が貰え、公判記録の閲覧、謄写もでき、裁判では検察官の隣に座って加害者に直接質問もできる。国の費用で弁護士も付けられる。被害者が裁判所へ行く旅費、日当も出るし、殺人犯の公訴時効も廃止されて、逃げ得は許されないことになった。

また、「刑事裁判は被害者のためのものではなく、公の秩序維持のためだ」という最高裁判所の判決も「犯罪被害者等基本計画」で、「刑事裁判は被害者のためにもある」と改められた。

これらの制度改革は、加害者のことしか眼にない日弁連の猛烈な反対にあった。あすの会と日弁連の戦いだった。あすの会がなかったら、50年経っても、いや100年経っても、実現しなかっただろう。被害者補償制度は、あすの会の主張する生活保障型には至っていないが、大きく前進したことは間違いない。

被害者の地位向上につれて、入会してくる被害者が少なくなった。各地に支援組織もでき、あすの会へ入会する必要性が乏しくなったのかもしれない。これは、歓迎すべきことと喜んでいる。

幹事も高齢化した。残っている問題はあるにはあるが、役目が一応終えたと考えて、3月11日の大会で解散を決めた次第である。

あすの会の主張する制度改革が実現しても、運動に参加した会員は、その恩恵を受けない。会員はこれを承知で、将来現れる被害者に、同じ苦しみを味わわせたくないというこの一念で、北海道から沖縄まで署名活動に駆け回ったのだ。私はこの崇高な心を持つ会員と、18年間いっしょに仕事が出来たことに心から感謝し、誇りに思っている。本当に有り難うございました。